

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス)

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和6年4月1日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長 伊藤 晋哉

(公印省略)

## 1 業務概要

(1) 案件名 空自那覇(6)施設最適化総合設計に係る技術協力業務

(2) 案件内容

### ア 技術協力業務

#### (ア) 業務内容

本業務は、航空自衛隊那覇基地及び海上自衛隊那覇基地内における施設の整備に係る技術協力業務を行うものである。

(イ) 履行期限 令和11年3月15日

(ウ) 本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。

### イ 対象施設

#### 建替施設 (建替後の施設)

- ・ 庁舎新設 (2階建 約1,000㎡)、(2階建 約1,300㎡)、  
(2階建 約1,100㎡)
- ・ 教場新設 (1階建 約1,200㎡)、(2階建 約1,100㎡)
- ・ 食堂新設 (2階建 約1,800㎡)
- ・ 整備場新設 (2階建 約1,800㎡)、(1階建 約1,400㎡)、  
(1階建 約1,500㎡)、(1階建 約2,000㎡)、  
(1階建 約1,100㎡)
- ・ 倉庫新設 (2階建 約12,000㎡)、(1階建 約1,700㎡)
- ・ 格納庫新設 (2階建 約6,500㎡)、(1階建 約2,300㎡)、  
(1階建 約1,300㎡)、(1階建 約5,400㎡)、  
(2階建 約11,000㎡)、(1階建 約7,600㎡)、  
(2階建 約6,300㎡)、(1階建 約1,000㎡) 2基※
- ・ 体育館新設 (2階建 約4,500㎡)、(3階建 約4,300㎡)
- ・ 隊舎新設 (2階建 約1,500㎡)、(2階建 約1,500㎡)、  
(2階建 約2,500㎡)
- ・ 上記以外の1,000㎡未満の建物  
計70棟、計約8,000㎡

※印は、特段の情報保全の措置を必要とする施設であり、同措置を講じることが条件とする業務の追加について、技術協力業務の契約を締結した後に受注者と協議を行うものである。

#### 改修施設

- ・ 消防車庫改修 (2階建 約1,200㎡)、
- ・ 厚生センター改修 (1階建 約1,900㎡)
- ・ 食堂改修 (1階建 約1,900㎡)
- ・ 格納庫改修 (1階建 約3,100㎡)、(1階建 約2,000㎡)、  
(3階建 約8,900㎡)、(1階建 約4,700㎡)、  
(2階建 約11,000㎡)、(2階建 約5,000㎡)
- ・ 庁舎改修 (2階建 約1,000㎡)、(4階建 約2,200㎡)、  
(4階建 約2,600㎡)、(3階建 約11,000㎡)、  
(5階建 約10,000㎡)、(2階建 約1,600㎡)、  
(1階建 約1,000㎡)、(2階建 約3,300㎡)、  
(3階建 約5,000㎡)
- ・ 整備場改修 (1階建 約3,800㎡)、(3階建 約3,000㎡)

- ・ 隊舎改修（3階建 約5,400㎡）、（2階建 約2,500㎡）、  
（4階建 約6,800㎡）、（3階建 約3,100㎡）、  
（3階建 約5,000㎡）、（4階建 約8,300㎡）、  
（3階建 約2,800㎡）、（4階建 約3,300㎡）、  
（2階建 約1,600㎡）、（4階建 約3,100㎡）
- ・ 車両整備場改修（2階建 約2,200㎡）
- ・ 隊庁舎改修（2階建 約1,200㎡）
- ・ 器材庫改修（1階建 約1,700㎡）
- ・ 倉庫改修（2階建 約2,700㎡）
- ・ 食厨改修（2階建 約1,200㎡）
- ・ 上記以外の1,000㎡未満の建物  
計131棟、計約18,000㎡  
仮設一式、建物付帯土木工事一式、解体工事一式

- (4) 本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結するものであり、その後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に建設工事の契約を締結する。
- (5) 本案件は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格があると認められた者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の者との手続きには移行しない。
- (6) 参考額  
本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模 73,000 千円程度（税込み）、  
工事規模は 70,000,000 千円以上（税込み）を想定している。
- (7) 本案件は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えることができるものとする。
- (8) 本案件は、契約手続の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。
- (9) 本建設工事に係る設計図書等の契約内容については、発注者と優先交渉権者との間で行う価格等の交渉の過程で協議して決定するものとする。

## 2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であつて、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年4月1日 付沖縄防衛局長）に示す手続きに従い、空自那覇（6）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、単体及び特定建設工事共同企業体の代表者は「建築一式工事」で、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（A等級）は「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」のいずれかで級別の格付を受け、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（B等級）は「建築一式工事」、「土木一式工事」のいずれかで級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ。）また、優先交渉権者の選定日までに、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること。
- (3) 防衛省競争参加資格の経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数。以下同じ。）が単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、「建築一式工事：1,200点以上」かつ「コンサルタント建築：C以上」であること。また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（A等級）は、「建築一式：990点以上」、「土木一式：990点以上」、「電気工事：870点以上」、「管工事：870点以上」、「電気通信工事：870点以上」のいずれかであること。ただし、代表者以外の構成員のうち1者（B等級）については、「建築一式：830点以上」又は「土木一式：830点以上」のいずれかであること。

(4) 同種工事の実績

次に示す同種工事について、平成21年4月1日から公示日までに完了・引渡しが完成した工事の実績を有すること。

- ・同種工事： 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の元請として完成又は引渡し完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、1棟当たりの延べ面積5,000㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。
- ・同種工事： 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の元請として、又は防衛省発注の総合工事の一次下請けとして完成又は引渡し完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、1棟当たり延べ面積2,000㎡以上の建物新設に係る建築、土木のいずれかの工事を施工した実績を有すること。
- ・同種工事： 元請として完成又は引渡し完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設に係る建築、土木、電気、管、電気通信工事のいずれかの工事を施工した実績を有すること。

ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している又は工事が完成している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

- (5) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、本業務受注後に予定されている対象施設の工事（令和7年度予定）に専任で配置できること。

ア 配置予定監理技術者

- (ア) 1級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。  
 なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。  
 これと同等以上の資格を有する者とは国土交通大臣が認定した者
- (イ) 平成21年4月1日から公示日までに完成又は引渡し完了した工事のうち

次に示す同種又は類似工事における経験を有する。

- ・同種工事：元請として、又は防衛省発注の総合工事の一次下請けとして、完成又は引渡し完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設に係る建築工事を施工した経験を有すること。

工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

- (ウ) 監理技術者等にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

なお、本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

#### イ 配置予定担当技術者（工事）

配置予定担当技術者については、次の条件を満たすものである。

- ・建築：1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
- ・土木：1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
- ・電気・通信：1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
- ・管：1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

- (6) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす管理技術者を当該技術協力業務に配置できる者であること。

- (ア) 令和6年4月1日 現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ10件未満である。

なお、令和6年4月1日 現在の手持ち業務に沖縄防衛局発注業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

- (イ) 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。  
 (ロ) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を有する。

- (7) 上記1に示した施工に係る詳細検討業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、沖縄防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

- (10) 本手続に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）

- (11) 沖縄防衛局が発注した「建築一式工事」のうち、令和3年度及び4年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。

- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

- (13) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 再委託の内容が、主たる部分の場合
  - ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合
  - ③ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合
- (14) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。
- (15) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。
- (16) 本業務受注後に予定されている対象施設の工事において、次のアからウまでのいずれか又は合計で下請け等発注予定金額が各随意契約工事の請負金額の20%を超えること。
- ア 地元企業（単体及び共同企業体の代表者を除く）における自社施工費の割合。
  - イ 地元企業を下請け先に採用する発注予定工事費の割合。
  - ウ 「単体」又は「共同企業体の代表者及び地元企業ではない構成員」の施工分の地産品（沖縄県内産の建設資材等）の調達予定金額の割合。
- 地元企業とは、沖縄県内に本店の登記がある者をいう（以下同じ）。
- なお、工事の実施にあたり、各随意契約工事において、申請した下請等発注予定率に達しなかった場合、発注者に未達成の理由を報告し協議をした結果に応じ、以下の①から③の対応とする。
- ① 正当な理由として認められる場合はペナルティはなしとする。
  - ② 努力不十分により、申請した下請け等発注予定率に満たないと判断された場合、ペナルティとして工事成績の減点に加え、口頭注意又は書面注意等の措置を行う。
  - ③ 申請した下請け等発注予定率を満たすための努力が確認できない場合については、優先交渉権を剥奪し次回の随意契約を締結せず、受注者側からの契約解除を求めることもある。

### 3 優先交渉権者の選定に関する事項

#### (1) 技術提案書の評価に関する基準

本案件は、那覇基地の最適化を行い、自衛隊施設が保有すべき性能を確保し、持続可能な施設管理・運営を目的として、既存施設の建替及び改修を行うものである。那覇基地は、人口密度が高く交通量も非常に多い那覇市内に所在し、沖縄特有の高温多湿な気候による過酷な塩害環境に置かれているほか、空自・海自・陸自の各部隊が在籍し、基地や隣接する那覇空港（官民共用空港）において、航空機等を運用している。そのため、同一時期に多数の施設の新設、改修等の工事を行うにあたっては、工期の遵守やコスト抑制を意識するとともに、部隊運用への影響並びに工事関係車両の通行等に伴う周辺環境への影響を最小限とすることが必要となる。このような条件のもと、本案件に係る施工を確実に実施するためには、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、仮設計画や施工を念頭に置いた技術的な知見を設計に反映することが必要である。

#### (2) 評価項目について

提出された技術提案については、下記アからカまでの評価項目について審査を行う。

（詳細は入札説明書を参照のこと）技術提案等：160点

- ア 技術協力業務の実施に関する提案：20点
- イ 那覇基地において、同一時期に多数の施設の新設及び改修等の工事を実施するにあたり、基地の飛行場運用への影響を最小限にしつつ、確実に工期を守るための構造形式、工法並びに仮設計画の課題及び有効な対策に関する提案：45点
- ウ 那覇基地において、多数の施設の新設及び改修等の工事を実施するにあたり、コストを抑制するための施設の仕上等、設備機器・システム並びに資機材を効率的に調達・転用することへの課題及び有効な対策に関する提案  
（なお、施設の仕上等、設備機器・システムのコスト抑制には維持管理の容易性も考慮すること。）：45点

エ 那覇基地において、同一時期に多数の建物の新設及び改修等の工事の実施に伴い、工事関係車両の通行や基地入口への入退場により発生が予測される渋滞や事故への課題及び有効な対策に関する提案 : 30点

オ (地域貢献度) 共同企業体の組成に関する評価 : 10 点

カ (地域貢献度) 地元企業の採用に関する評価 : 10 点

(3) 技術提案書についてヒアリングを行う。

(4) 優先交渉権者の選定

競争参加資格があると認められた者のうち、技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

(5) 技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

技術評価点が最上位である者が複数いる場合、次のアからオの順で優先交渉権者を選定するものとする。

ア (2) イ及びウの合計得点が高い者。

イ (2) エの得点が高い者。

ウ (2) オ及びカの合計得点が高い者。

エ 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値の上位者。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の数値とする。

オ 該当者にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。くじの実施方法等については、別途通知する。

(6) 優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業務の契約締結及び価格等の交渉を行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の交渉権者との手続きには移行しない。

#### 4 担当部局

(1) 担当部局

〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9

沖縄防衛局総務部契約課契約審査係

TEL 098-921-8131 (内線160)

FAX 098-921-8167

#### 5 手続き等

(1) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間 令和6年4月1日 から 令和6年6月7日 まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は正午まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat1.4形式以下)

図面類 : PDF (Acrobat1.4形式以下)

数量書等 : Excel (Ver2019形式以下)

申請書類 : Excel (Ver2019形式以下)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、上記4へ「図面データの取扱いに関する同意事項」(会社名等を記載済のもの)、データを保存するために必要なCD-R(未使用に限る。)1枚及び着

払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、持参、郵送又は託送により提出する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省のホームページより入手可能である。

[https://www.mod.go.jp/j/procurement/seido/oshirase/pdf/koji\\_004.pdf](https://www.mod.go.jp/j/procurement/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(2) 申請書及び技術資料の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期限 令和6年4月22日 正午

イ 提出先 上記4に同じ。

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料の容量が大きく、電子入札システムにて提出する際にエラーが発生した場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記4に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。

(3) 技術提案書の提出期間、提出先及び方法

発注者から競争参加資格があると認められた者は、次に従い技術提案書を提出すること。

ア 提出期限 令和6年6月10日 正午

イ 提出先 上記4に同じ。

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が大きく、電子入札システムにて提出する際にエラーが発生した場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記4に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

ア 技術協力業務：納付（保管金の取扱店 日本 銀行コザ代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 沖縄防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁沖縄防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1以上とする。

イ 施工：免除。ただし、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したものに限り。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(3) 技術提案書の無効

申請書、技術資料又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

(4) 提出する技術提案

技術提案書の作成にあたっては、本案件に参加しようとする他の技術提案書提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等も行ってはならない。これに違反した場合は、本案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。

(5) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責めにより、優先交渉権者選定時の提案内容が実施されていない場合、契約違反行為に該当することから、違約金、指名停止、当該成績評定の減点等の措置を講じることがある。

ただし、技術協力業務において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、または施工条件の変更、災害等の受注者の責めによらない理由により技術提案が不履行となった場合については、この限りではない。

(6) 配置予定技術者等の確認

（一財）日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」等により配

置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、本案件に係る施工の契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書及び技術資料の差替えは認められない。

(7) 手続きにおける交渉の有無： 無。

(8) 契約書作成の要否： 要。

(9) 本建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を本建設工事に係る請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無： 無。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口： 上記4に同じ。

(11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2（2）及び（3）に掲げる事項を満たしていない者も、特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体としても上記5（2）及び（3）により申請書、技術資料及び技術提案書を提出することができるが、本手続に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、上記2（2）及び（3）に掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は説明書による。